

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【11】」

2. 日時：令和3年3月4日(木) 10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、田邊火災対策二係長、山下火災対策係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)
- ・資料-2 大飯3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-3 大飯3号機(4号機) 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:06	まずやります。
0:00:08	最初にですね
0:00:10	検討いただいている図面と個数、
0:00:13	今日の
0:00:15	細かい事項になるかもしれないけど、その確認を行ってから
0:00:22	説明をしていただくという流れで進めたい。
0:00:25	よろしいでしょうか。
0:00:29	問題ありません。
0:00:31	ありがとうございます。
0:00:41	はい。この前
0:00:43	わかりました。
0:00:45	今日の関係の各部長、
0:00:51	表の 1-1 とか等、
0:00:56	両参考 11、
0:00:59	バーバリーの
0:01:00	だから、
0:01:01	ただね関係
0:01:07	はい。
0:01:09	町で通り
0:01:15	これ、
0:01:23	ちょっと実需付加していただいたんです。
0:01:28	若干
0:01:31	委員長。
0:01:33	違う。
0:01:40	以上であれば、
0:01:43	どうぞ。
0:01:55	はい。
0:01:58	はい。
0:02:01	で、
0:02:02	はい。
0:02:05	そうしたこと
0:02:08	だから、
0:02:12	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	はい。
0:02:16	幾つあってもいいかなっていうふうな
0:02:21	あれば、
0:02:53	関西電力原子力事業本部の浜田です。
0:02:58	まず下階区画の数としては、
0:03:02	バックフィット前とバックフィット5については方変更はございませんと。
0:03:07	というのが一つの答えはい。
0:03:09	で、
0:03:12	変わってないんですけれども、
0:03:15	その中で、
0:03:18	追加せんだ。
0:03:21	相関式何らかの
0:03:23	はい。
0:03:25	パイプドビッツ、
0:03:37	はい。
0:03:46	関西電力ハマダです。はい、必要な放送したらそういった形で資料、参考 11-12 がもうまとめる形でそちらの方向に
0:03:54	修正という認識でよろしいですか。はい、はい。
0:03:58	はい、そうします。
0:04:23	はい、関西電力ハマダです。廃止をいたします。これも同じ資料 2 の中で反映するということで、
0:04:31	はい、了解いたしました。はい。
0:04:40	B-1 の
0:04:42	若干、
0:04:44	違う。
0:04:59	アレルギーの
0:05:02	あと、
0:05:03	表 2-1 の
0:05:10	はい。
0:05:12	継続する。
0:05:13	違いかなと思う。
0:05:18	はい。
0:05:19	はい、確認をお願いできます。
0:05:22	6-オキタで今参考 12 に期待させていただいている火災区域区画の送付というのが要目表で言いますと、火災区域区画の答弁になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	モリヤさんのおっしゃる通り、改正案等っていうのは、火災区画設定でもってない部分等もありますので、この前段の表で数が異なっているっていうのご認識の通りでございます。
0:05:49	1-1 のほうで注釈入れてもらった。
0:05:53	はい。
0:05:59	足りなくなったり、
0:06:01	そういたしました表 2-1-1 表の備考のほうに火災区画に設定等の赤字のような形で整理させていただくようにしたいと思います。
0:06:14	はい。
0:06:22	要望した
0:06:25	していない区画だということがわかるような
0:06:27	あと、
0:06:29	もらったほうがいい。
0:06:32	関西電力だったり、承知いたしました。であればそのような形で出てきていただきます。
0:07:40	電力ハマダです。
0:07:44	合わせられた光ファイバーの方はもう
0:07:49	ケーブルトレイの中に一般の光ケーブルがドーンと空き缶トンネルAはずっと合わせているのが実態ですので、この補正表上は、
0:07:57	していないのが事実です。
0:08:00	それあとかつたに申し訳非常にちょっとそこがわかりにくいので、備考欄に
0:08:07	今屋外エリアという一言だけ書いてあるんですが、
0:08:12	光ファイバーの設置しているのはちょっと追記させていただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。
0:08:21	いや、
0:08:28	ありがとうございます。
0:09:35	或いは、
0:09:45	関西電力ハマダです。すいません。
0:09:49	そうですね、今、
0:09:55	表 2-1-1 で出した後にですね。はい。
0:10:02	このポイントの資料 2 のほうですね、資料がちょっと後から最終確認をしてるかちょっと
0:10:10	こちらのほうが正しいということでちょっと見直しをさせていただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:15	イナートしますとおり、炉内計装用シングル配管室と障防法施行規則に基づくと煙は参考熱が4こと。
0:10:23	ということで、
0:10:25	新しいですので表2-1-1の
0:10:29	それを修正させていただきます。
0:10:32	わかりました。
0:10:33	はい。
0:10:57	はい、関西電力ハマダです。こちらのほうですねパワーポイント資料のほうで正しいということで、実際の部屋の
0:11:04	中に、
0:11:06	線量の高いところの手前にちょっと梁が余計前提で話がございますので、例えば化学体積制御建屋円筒バルブ室ですと、より雁行年数が4本というのが正しいかでございます。
0:11:20	要するに電力いただきたいと思っていて意見を煙が3個ね姿参考ということで、どちらが正しい風になりますので、第2-1-1表のほうを修正させていただきます。
0:11:32	すいません。以上です。
0:11:53	与えるハマダせえとそちらについてはですね、このパワーポイントの設置今回説明しました資料2の中であとで前エリア境界部に設置するという設計の方をこの後の資料のほうで説明させていただきますので、
0:12:09	そこで数が減っているというふうな技術基準適合の観点からは利上げを海外の方につければいいという観点で核が減っているところを、またこの後でパワポ資料資料2をもとに説明させていただきたいと思えます。はい、ございます。
0:12:26	はい。
0:12:30	はい。ヤマシタ。
0:12:31	議長。
0:12:53	れるハマダです。
0:12:56	複数の関係、
0:12:58	9-
0:13:00	そうですね。合計するとなっています。はい。
0:13:04	はい。
0:13:10	はい。
0:13:22	原子炉格納容器病院福祉施設でございます。
0:13:33	記録を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:50	⑤の
0:13:51	5-1。
0:13:55	最後G、
0:13:57	iPhone4。
0:14:01	6、
0:14:03	はい。
0:14:07	7-2。
0:14:16	厚いiPhone1、
0:14:19	あっち。
0:14:21	iPhoneさん。
0:14:25	以上となります。これが①番、原子炉格納容器というふうになります。
0:14:31	続きまして、②変わっ五つでございますが、
0:14:38	はい。うんさん。
0:14:45	6本館、
0:14:51	7-3。
0:15:02	8-1。
0:15:06	はい。
0:15:11	9-1、
0:15:14	はい。1点、先ほど建家iPhone1と8iPhone
0:15:19	3っていうのは、ループと同じ
0:15:23	今なぜチェックさせ、
0:15:27	パンチ区画番号使用させていただいてるんですけども、
0:15:34	ここはちょっと実際のその部屋の面積でもって、今必要個数というのを分けて積算している状態です。
0:15:48	はい。
0:15:50	でも、一応数感情的には弁セキ置いてですね、分けて3セキの
0:15:56	設定をしているという状態。
0:16:01	はい、はい。
0:16:04	エネット、
0:16:05	愛知製鋼さんの負担は再生熱交換器室ですといった、
0:16:15	欄外に、
0:16:24	こちらは7-4となります。
0:16:31	以上で、
0:16:32	ございます。
0:16:35	はい、はい。以上です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:57	関西電力ハマダという換地規格番号は特に大丈夫でございますので、
0:17:03	はい、はい。はい、ありがとうございます
0:18:06	関西電力ヨシザワでございます。各エリアごとに来近傍であるとかエリア協会とか、それぞれ変量ありますけども、これはこれまでの特定したデータの中で、存在するデータの中から
0:18:25	選んで抽出した数字になってまして、実際の結果、エリアの内部で最も高いところっていうところのデータを測りきれてないので、前低いように見えますけども、
0:18:40	場所によってはもっと高いところがあるという認識をさせていただきます。
0:19:03	本来入る前に
0:19:05	だから、
0:19:07	で、
0:19:08	はい。
0:19:14	申しわけないの。
0:19:16	都市部自体の形状とかがあまりよくわかってなくて、
0:19:22	御説明いただけないかなと思っている。
0:19:26	はい。
0:19:28	それがあるとかどうか。
0:19:30	考えてもらえば、
0:19:41	関西電力の浜田です。
0:19:44	先ほど感知器の交通表のほうで肥料の2-1 というものが
0:19:51	出していただいたけど、出させていたおんですが、この中でですね、参考3ということで、
0:20:00	別途添付させていただいておんですが、例えば発表できますでしょうか。
0:20:05	こちらの参考3のほうで説明させていただきたいと思いますが、
0:20:12	ございました。
0:20:19	はい。
0:20:22	はい、わかりました。はい。
0:20:24	そうですね。
0:20:25	まず1で排気断面こちら
0:20:31	資料2-21 ページでないようなお話ものですが、フロアレベルが〇〇(非公開情報)。
0:20:39	これが原子炉容器の一番下のHIになりますので、
0:20:45	この
0:20:46	嫌なのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:48	ここで②と書いておるところですね。
0:20:52	それについては1台の中でもあると書いてあるところが実際天井高さ5メートルというところですからいただく階段を上がってですね。
0:21:01	フロアレベル。
0:21:04	左側には、⑤ということでこちらが入口の
0:21:10	場所になりますので、この図1の配置断面をそのままそっくり上から見たものが下に書いてます図2。
0:21:19	平面図というものになりまして、
0:21:23	実際
0:21:25	ないケースは監視にアクセスする時にはですね。
0:21:31	この図に平面図の左側の扉、
0:21:37	緑のアクセスするというのでマーキングでさせていただきますが、
0:21:42	ここから入って右に、
0:21:46	直角に曲がってさらに思い込み利益を欠くよりそしたら階段をおりてっていう。
0:21:52	ような入口になっておりますので、そのアクセスルートのさせようまま次のページには3写真1車線にという形で載せさせていただきます。
0:22:04	放射線が非常に高いものですから、上段のエリアは長
0:22:09	放射線の影響を低減するために
0:22:12	議会折れ曲がって入るような形状となっているというような状況でございます。
0:22:19	そういった説明がありますが、ご理解いただきます。
0:22:23	まだよくわからない
0:22:24	ここの
0:22:25	とりあえず、
0:23:09	11の廃止断面でちょっと分かれているけども、はい。
0:23:15	この⑤と繋がるかどうかというところです。
0:23:18	あと、
0:23:18	⑤のところ、
0:23:22	久世でいうところも同斜周知して書いてあるところから入っている部分。
0:23:29	はい、はい。
0:23:31	これがチャンバみたいになっているところがこの時期みたいなところで、はい。
0:23:39	この時期だ形で頑張ってる部分が
0:23:44	はい。議長。
0:23:47	はい、そうですね。
0:23:53	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:23:55	それから
0:23:58	ここで、
0:24:06	これだけ
0:24:13	／へ上がってくる。
0:24:22	そういうあれちょっとそうですね図面のほうをちょっと別途探してですね。
0:24:28	示させていただくほうがよろしいかと思しますので、ちょっと今先方感をちょっと天国資料がございませんので、はい。
0:24:35	これ合わせですけれども、このまま多分立ち上がって行って下るところまで下がってるはずなんです。
0:24:43	これ何mぐらいまで上がる。
0:24:50	大飯発電所わかります。
0:24:54	大飯発電所のミイです。確認させてください。はい。
0:24:58	それでは、
0:24:59	シンプル配管室、継続食う傾動できる間いとっから来てるはずなんで、
0:25:08	改造してるっていう理解でよかった。
0:25:18	モリヤさんすいません、関西電力の方です。西城部と言われますのは、段目が切れてるんじゃないですか。
0:25:25	スズキが
0:25:27	はい、これが上がっていったところ、どっかでケアの配管この
0:25:32	そうはいかん。
0:25:35	やはり自体、
0:25:36	中に入っている継続性を引き上げているか。
0:25:46	出される側です。ちょっとそこも確認しまして、はい。
0:25:51	図1のところは省略されているところがどうというふうなのかわかんなくてっていうのは、
0:25:58	今お示しいたげているというふうにしますっていう計画Ⅱがパーのこの
0:26:08	②のところ、
0:26:10	空間がどうというふうにならなっているのかとかで大分その有効性とか、
0:26:16	周りもするんですけれどもよくわからない。
0:26:24	はい、される側でそういう了解いたしました。
0:26:31	構成ですけれども、
0:26:36	ここがまだできてないとこれから御示しいただけるということではある。
0:26:41	どうも心配シンプル配管室の部分以外についてはある程度は赤い棒
0:26:49	破壊開始点の協働という
0:26:52	／いただいでる図面とか見るとある程度わからず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:57	全くわからない。
0:26:58	両方で
0:27:00	ところが、
0:27:06	最終的にはこれから一定の課題。
0:27:10	的に大丈夫っていうところは見なきゃいけない。
0:27:14	で、
0:27:16	はい。
0:27:21	で、ここについては環境場と計画としては、使っていないであろう設けない。
0:27:28	そして、
0:27:30	影響が
0:27:35	万が一火災が起こったとしても途中
0:27:38	はい。
0:27:40	冷温停止棟で影響がないっていうことを説明するためのものっていうのが、
0:27:44	はい。
0:27:45	ほかのところで言うと、
0:27:48	資料 24 ページとか 26 ページに書いてあるようなことが、
0:27:53	人配管に関しても必要だと思うので、それは
0:28:00	できるだけ早めに整理していただいたほうがいいかなという
0:28:09	はい、関西電力原子力事業本部、大島でございます。ただいま委員長であったコメントの点、商企いたしました。こちらの理解では炉内計装用シンプル配管室の画面を見た限りでは上部に上がってきたところ、
0:28:24	最後の上がったところが、上が変わっているのかというところでは仮に煙は上がってきたとしても、入口部分に受けた煙感知器でしっかり感知できるのかというところの確認が十分にはできないということでは、補足の
0:28:41	御説明をする必要があるとそのように認識をしてございます。
0:28:47	モリヤ
0:28:49	この
0:28:51	ここで言うと、
0:28:58	その外側に
0:29:01	⑤っていう事態がある程度
0:29:07	排除影響を受けたとしても、
0:29:11	全体ビール全体としての方が影響がないっていうことが説明できればいいなと思っ
0:29:16	ですけれども、この辺が説明していただくことができればいい。
0:29:23	ほかにあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:25	関西電力の時差でございます。シンプル配管室の中にどういった機器の火災影響議決する機器が設置されているかとかそういうところも期待しながらですね。
0:29:40	あのエリア外の方については、安全停止機能に影響がないというところを整理したいと思います。
0:29:53	いけない。
0:29:54	それから、
0:30:01	この日々の⑤のところでも十分耐え切れるというような、ローリーが必要かなと。
0:30:10	わかりやすいところだと、そういう説明もある。
0:30:15	ですけども、
0:30:17	ちょうど昨日レバー中で火災が起こったらい、
0:30:22	ECRそこでサーモウェル空間自体は
0:30:29	ここでしっかりと閉じ込めることによってかなり共和制対応ことありませんけど説明されてるか。
0:30:36	でも、そういうような
0:30:40	機構から、
0:30:42	だから、そこに
0:30:44	感じさせるような状況になったときに、もうこの
0:30:47	CV-1の⑤の区画の中で十分に処理できるので、原子炉全体に対して影響ありませんっていう説明が中で必要があるかな。
0:31:05	関西電力ウシジマでございます。今モリヤ必要そのからおっしゃられた点につきまして、ちょっと先ほどの21ページになりですね参考3なりでご覧いただいた図面でちょっと補足をさせていただきたいところがございます。
0:31:21	場面9で、ちょっと切れてるように、上の部分からおりていくところは切り捨てるように見えてるっていうところあるんですが、先ほどもですね、平和学のほうで御確認いただいた際、階段を通じて駆け上がってきたところ、
0:31:39	の扉を開けあげた内側っていうんですかね、この日になっているところ、このところの中にはですね、煙感知器と熱感知器を今回削るということにしております。ですので、
0:31:54	この炉内計装用シンプル配管室として一つのフローの一部上がってきたところのというふうに復旧の内側でね、シンプル配管室の内側のほうに煙感知器と、熱感知器は一向設けることとしておりまして、
0:32:11	そこで感知できるというふうに考えてございます。ただそこで変わってきたということ左側ちょっと上に抜けてるんじゃないかといった御質問を受けましたの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、先ほど確認させていただくと／申し上げた次第でございます。はい、今モリヤと申し上げた。
0:32:28	本当にさらに出ていった場合っていうのは、このなかろう扉もまたその話になるので、まずは私どもこの内側で今回完璧をそれぞれ椅子にしる愛顧率設けるということでございます。四日市しました。
0:32:44	そうですね。
0:32:46	これは、
0:32:47	はい。
0:32:49	ありましたっていうことが入ったところの入口部の排配管室の内側でございます。
0:32:56	これからさらに上の天井というか／配管室自体のが
0:33:04	一番
0:33:05	はい。
0:33:06	ここでた感知器が十分に対応するかどうするかどうかっていうの関係の整理が別途お願いして後はここで
0:33:20	はい、関西電力ウシジマでございます。はい。最初に疑問を仰られたその断面図でかけ上がってきたところから入口部分が切れて見えるということと、その掛け上がってきたところが上が抜けて組み合わせていくんじゃないかと、そういった基本はある程度、初期
0:33:40	しておりますので、そのあたり含めてですね、入口に設けた換気できちんと監視ができるという説明にもつなげていきたいと考えております。以上です。すみません整理してください。
0:33:59	ちょっと今の話で、私が勘違いしてたかもしれないんですけど改めていく。
0:34:05	いや境界部っていう表現に今回変更されて
0:34:10	エリアの中の
0:34:14	エリアの中に入れられない。
0:34:17	使用済み樹脂ちょっと
0:34:23	関西電力のオキタであれば間違いありません。
0:34:26	はい、ありがとう。
0:34:32	どうぞ。
0:34:42	前回の会合、
0:34:45	方向性っていう
0:34:47	内で
0:34:50	をもって協議
0:34:54	書いてある。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:55	はい。
0:34:57	まずって書いてある。
0:34:59	今これ、
0:35:04	例えば光ファイバーをページ目です。
0:35:06	YKTの
0:35:08	村瀬。
0:35:12	環境条件のほう、
0:35:15	もらって確保できればいいのか。
0:35:22	網羅性の確保のところでもある。
0:35:29	最終的な評価としてはバックになる。
0:35:32	これは結局、
0:35:34	ここに問題があっても7日、
0:35:36	非常にわかりづらい。
0:35:39	これどうやってみればいい。
0:35:49	また連絡のってあれ
0:35:52	例目光ファイバーケーブルであれば確かに基準の適合性のところで一応すべて回るっていう形にさせていただいて最終の評価ってというのがばっとなっているという評価になっております。
0:36:04	そのあとになっている理由というのが文章で、
0:36:08	箱書き施工性とかについて、
0:36:11	伴わせな過去の(5)の通り、干渉物が多いってのはちょっと、施工の後段ということで、最終的な評価ってというのはバックさせていただいています。
0:36:22	確かにこれぱっと見たときにわかりにくいということですので、これについては、建屋のほう修正させていただこうと思います。
0:36:33	まず、ある程度ですね。
0:36:37	今の光ファイバんとこですけど、基準要求上は丸なんですよ。うんで、関連項目で砂堆換気設備の信頼性確保参考って書いてますけど。
0:36:51	事業者として、ちょっと考慮事項として、業務を設けてます。その中で、全4番の設計とかです、VB点数があるので、雇用系A故障のて粘土化があるので、全体の形ではバツと。
0:37:08	整理をしてございます。以上です。
0:37:13	はい。
0:37:15	ファイバーケーブルを、
0:37:21	信頼性が足りないから無理で、
0:37:25	定款トンネルエリア。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:28	はい。
0:37:41	関西電力ヨシザワでございます。ちょっとこの表を作る上で悩んだところですね、網羅性の確保というところでした、前回の審査会合で参加とPPBた部分に対して、
0:37:56	ここ曖昧だというところでマルかばったということが明確にしたいということで、この丸化だったというふうには設計。
0:38:09	各に対して統括しております、やっぱり解析はできても結構あつていうところをパツ構内に書いておりませんで、光ファイバーとやるとか、その他の食っ吸引式とか、
0:38:25	これは設定としてはできるだろうと。ただ実際に施工は困難かなと場所場所。
0:38:34	の状況によって、そのように待機して丸と言いながら、ちょっと
0:38:42	ちょっと参画近い地下な前回審査会合でまま曖昧と言われた部分が今説明したような内容なんではちょっとこの辺も考えて
0:38:56	この放射線量が高い場所で設置するには、結構ことで評価だったというふうにしている次第です。
0:39:09	状況は何となく理解はしてですね、
0:39:13	実際と思うから。
0:39:16	例えば光ファイバーケーブルだったらもう意味わかんない。
0:39:19	シミュレーションレベルの合わせ方をやっていけないとか、
0:39:23	セキ現実的なことをやらなくちゃいけないっていうことはなかなか理解
0:39:27	それをどう説明していただきたい。
0:39:34	前回の審査会合の場の施工性の欄、
0:39:41	いただいて、
0:39:42	表現していただいたほうが、やっぱりこういう
0:39:45	はい。
0:39:46	それでは、海である程度情報がわかるっていうのが大事だと。
0:39:52	〇っていう項目で全部並んでなんで最後あつて、
0:39:57	はい。
0:39:59	前回の項目としては、前回のけっこうでのやっぱり入れていただいた上で、
0:40:05	構成は何でそれがここの括弧書きのことだ。
0:40:12	これは議会
0:40:16	表があるかな。
0:40:19	PARタイミングできるけども、この表は、
0:40:27	いうふうを考える。
0:40:28	多いっていうのが実態どうなの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	では、多分部屋ごとに
0:40:37	／。
0:40:41	なんで、
0:40:43	当然分離T
0:40:45	どうぞ。
0:40:51	恥の壁から始まる壁まで
0:40:53	図になってない。
0:40:58	何か中に物がぐちゃぐちゃ。
0:41:02	わかるような
0:41:11	はい、よろしいでしょうか。
0:41:13	はい。
0:41:15	はい、関西電力ヨシザワでございます。
0:41:18	このパワポの表につきましては、ちょっと施工性については別項目として暮らしして評価するように見直したいと思います。やはり感知器によって緩衝物でどう影響を受けるかというところ、
0:41:34	それぞれ換金はどういう対応をどういうふうに感知するものかとか、その辺も含めてですね。ちょっと補足資料で説明できるように考えます。
0:41:54	どうぞ。
0:42:02	傾斜。
0:42:04	で、
0:42:05	はい。
0:42:08	はい、承知いたしました。すいません。はい。
0:42:12	東京支社ですけども、先ほどのこの今日のやりとりの中で関連項目のところの記載は現状のままで問題ないということですか。
0:42:30	光ファイバー
0:42:34	そうですよ。
0:42:37	はい。
0:42:38	ごめんなさい、その部分解決してない。
0:42:46	光ファイバーケーブルを採用している場所があるのに、光ファイバーケーブルの
0:42:51	信頼性がそもそもないんですみたいな問題はどうかです。
0:42:54	はい。
0:42:56	いまいちしっくりいってない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:59	そうですねサツカワそごセキがあったかなと思いますけども、事業本部側ですか。はい、事業本部ウシジマでございます。今ご指摘いただいて、こっち宛の回答でですね、ちょっと見直すべき点があると認識していましたので、
0:43:15	すでに改正関連で、私どもも積極的にファイバーケーブルも再生復興もありますから、この放射線量が高い場所においてどうなのかという点でちょっと表の見直しの際にですね、記載等をちょっと検討させていただきたいと思います。
0:43:31	はい。
0:43:32	はい。
0:43:34	ちょっとすみませんお待たせして申し訳ないです。
0:43:44	一旦休憩させていただきたいと。
0:43:48	はい、承知いたしました。
0:43:56	お待たせしました。
0:43:59	思いますので。
0:44:01	ねえから。
0:44:02	よろしく願いいたし
0:44:04	はい、関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。それではよろしく願いいたしますと本日御用意してます資料は、資料0と書いてある資料リストで費用が1から3までございます。日法の一部がですね、1枚もののスケジュールとなっておりますが、これは、
0:44:23	ご説明の方にまた今後のことも含めて確認させていただければと思います。
0:44:29	資料にはPointイメージTAc予算がその補足説明資料の抜粋でございます。
0:44:36	ちょっと本日はお手元資料2のパワーポイントのほうをご覧いただきながら、前回のコメントの反映というところで御説明差し上げたいと思っております。ではポイントのほうをお願いいたします。右肩のページ番号で申し上げますと、
0:44:54	4ページ、すみません、2ページをご覧ください。
0:44:58	Point2 ページのところ、前回2月4日の審査会合ですねでちょうどしましたコメントをこちらのほうに記載してございます。6ページあったコメントに加えてあと山形対策監からちょうどした。
0:45:14	しましたコメントの天端目という形で書かせていただいております、それぞれについての対応方針ということで、資料2、補足説明資料のほうに取りまとめてございます。それでは続きまして3ページ目をお願いいたします。
0:45:30	3ページ目の部分をですねちょっとこれまでの審査経緯と、今、議論させていただいていること、ここをちょっと振り返って整備流れを整理したというものでございます。審査経緯ということで、④、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:45	ておりまして、2番目の丸のところの以降ですね、今石膏2ですね、設置許可で宣言している2種類の感知器をさらに込ま細分化して対応して御説明している。
0:46:02	いうことを考えてございます。また、三番目の白丸のところでございますけれども、今これまでの審査会合です、障防法の設置施工基準の通りにつけることが困難である箇所の一部のエリアについての
0:46:17	御説明をしてきたといったところで、税残る論点は放射線量が高い場所を含めてやってもらってますよと。そういったことをお答えさせていただいております。
0:46:28	最後のと紫色になっているところはですね、今私区ご確認いただいているところになるんですが、今回ご確認いただいている項目としては三つあると思ってまして感知器の網羅性関係政令の確保、
0:46:44	②、関係の機能に支障を及ぼす恐れがある場所委員会の設置、丸田点検管理ができる場所の設置、こういった三つの予定で対応というものについてですね、まだ議論が残っておるとい認識でございます。
0:47:00	で、今回のパワーポイントのコメント回答の流れでございますが、赤で赤字強調させていただいておりますけれども、まずは前回の審査会合でいただいたコメントのですね、放射線による元本機器の故障を考慮しても、
0:47:16	使えるというといいますか、関係で選定して、あと安全機能影響を考慮している場所、設置場所を定めて、加えて、事業者としてなんですが、作業員の被ばくの観点で問題がないとこういった流れで御説明をいただきたいと思っております。
0:47:36	最後にですが、これ山形対策監からもコメント京大線で受けとめてございますが、評価との整合性という基準適合こういったことにも締めくくりとして入れてございます。
0:47:49	では、4ページお願いいたします。
0:47:52	4ページ目はですね、以前から前回の審査会合でも御説明内容でございますけれども、左側に審査基準を置きまして、真ん中に要求事項で右側に種類の選定に関わってくるというポイントといったものを書いてございます。
0:48:10	右側の選定方法の真ん中のところで、不適合の改正ということで六つ挙げてございまして、故障の防止関係性の中の最後の公費もらってるのか、電源のバックアップを感じてこの物件として評価すると、そしてございます。
0:48:27	ただですね、申し込みその他として加えておりますが、私ども現場適用性の観点で、施工性というものが大事でございますので、その辺りも信頼性も含めて、
0:48:39	関連項目として担保評価してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:43	5 ページをお願いいたします。
0:48:45	5 ページでございますが、ここでまず 1 ポツとして、これが放射線が高い、NRI の放射線量が高い場所ということで、これ前回までの会合等でも御説明しましたアナログ式の関係が壊れるとされる。
0:49:02	10mGy/こういう場所に設置ができる感知器を選定するといったところでございます。表等の項目としては先ほど 6 項目があると申し上げた点を基準適合性という観点で、
0:49:17	建てです。左側の縦に並べさせていただいて、あと信頼性という観点をですね、これ故障の防止にも関連しますが、ファンネル項目ということで立ててございます。
0:49:27	この表で横にねっ換気方式と煙関係法と、このファンという方式と並べた上で、それぞれの換気の種類を書いてございますので、私どもの項目を関連項目について教育を加えた上で、
0:49:46	ネット方式としても、中でも太枠で囲っておりますが、アナログ式でないんですけど、これが使用可能と考えてございます。
0:49:56	また煙感知方式のところでは右側ですけども、ここでブルーで囲ってございますのは、病院式の煙感知、
0:50:05	こちらが使用可能と考えてございます。
0:50:09	で、それを踏まえまして下のところに矢印で飛んでおりますけれども、一般の方で策定①アナログし切れないんで、感知、煙は確保してハマダに行くっていう式の煙感知器が使えるという理解でございます。
0:50:26	ただし、備考に書いてございますが、設置許可の添付 8 ですね原子炉格納容器内ループ通り決定する方針としていると引抜く感知器の仕様といったものの、こちらの方が優先的に使用するものというふうに考えてございます。
0:50:43	でまああの放射線量が高い場所 10mGy/hを超える場所に伝える感知器という点では①と②が出てきたわけですが、かなり場所エリアということで、そういったものながら高くない点が低い場所というものもございませう。
0:50:59	同じ資料の中でも、その効果が低い場所もございませうので、そこでは何をを使うのかという観点から 2 ポツですかに追記してございませう。
0:51:08	ここには換気方式として挙げるの基幹的③として選定し、煙感知方式としては④の意識の煙感知器があるといったことでございませう。
0:51:21	ですので、このエリアの中で、この①から②は、放射線で高い場所に使えるものの、低いところには③④が使うことができるようにできませうと、控除した上で、組み合わせ等を考えていくということでございませう。
0:51:36	6 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:39	6 ページはですね、先ほどまでは使える間機器の選定といった考え方でございましたが、6 ページは、感知器の設置場所に関する検討ということで、ここから3枚、御説明いたします。
0:51:54	6 ページでは、審査基準の基本事項の中でですね、原子力がホームページって言うのページに関するところと、放射性物質を中央閉じ込めに関する要求事項報告からですね展開されてくるものにつきましては、
0:52:12	右側の基準適合条件の設置場所に関する適合条件という観点では、また影響分類Aということで、エリア内に設置することが必須であるという考え方でございます。
0:52:27	ただですね、私ども今回区域区画というものをさらにエリアということで細分化していておりますので、すべからくすべてのエリアですね、このAに該当するかといったらそうではございませんで、
0:52:42	そういった機器がないところというものがございます。safetyとかは火災影響分がいいということで、下に期待してございまして、方向の絵と感知器、感知器の設置場所の考え方でございますが、
0:52:57	基準適合のため売り上げ等に設置ということを分類Bのところでしたいて、
0:53:04	でもその考え方の理由は二つオフィスで打ってございますけれども、ボンベ以外のエリアでについてエリア外の安全機能を喪失する恐れはないんです。
0:53:16	が、エリア外への影響拡大防止し、かつ、感知器の保守点検伴う作業員の被ばく線量が線量限度を満足する傾向境界部に異なる二つ種類の関係を設置する必要があるとこのように考えている。
0:53:32	それと2番目のところもですね、エリア境界部に設置する場合の考え方でございますが、ここは網羅性というところがあると消防法施行規則にやらせてエリアが600台方式に有効な場所に換気を設置するという考え方でもって、
0:53:49	以上適合性に問題ないと考えてございます。
0:53:53	以上です。日本でFPと出て参りまして、そのような結論という形で、下にまとめてございます。
0:54:02	この考え方に照らしまして、先ほどのページで換気機能分類使えるものを選定がございましたので、7ページをご覧ください。
0:54:15	7ページではですね、この火災影響の分類というものを販売してそのエリアの中がすべて放射線量が高いのか、いわゆる治具低いところもあるよとかそういったことも加味して、
0:54:31	マトリックスとして整理をいたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	見方ですが、左側にまず影響分類がありまして、の中で線上げエリア内がすべて線量が高いというところはワンという形にしております。その右を見ていただきますと、いう案というところに該当する場合は、エリア内にしている。
0:54:53	感知器を消防法施行規則または動向以上の方法で設置となりまして、先ほど5ページ出てきました選定結果の放射線量が高い場所の①②アナログ式でないんですか。
0:55:08	○自動復旧地区における乾式の組み合わせになるというのがワンでございます。
0:55:15	次に下の真ん中の段になりますが、ミイのカテゴリ、これは一部放射線量が高いんだけど、低いところもあるといったってということでございます。これⅡとして、
0:55:27	がこちらにつきましても、エリアに異なる2種類の感知器を設置するんですが、組み合わせのやり方としては二つ種類あると思ってまして、中で二つに分けております。
0:55:41	上段のほうは、①としてアナログ式じゃないですか。旧式な権利感知器を組み合わせることもある。できるし、
0:55:50	あと下の段のほうではしてないんですか。いに加えて、日線量が低いところであるならば、アナログ式の④ですね、⑦の式の煙感知、
0:56:03	こういった組み合わせによっても、換気することができる問題でございます。
0:56:08	続きまして下の今日本でEの項目でございます。これが先ほどの6ページのところでエリア協会でそのエリアの境界から外に影響及ぶことをしっかりと監視すると。
0:56:24	いう意味合いでエリア境界部に2種類の感知器を設置するという考え方でございます。
0:56:30	ですのでこのBのカテゴリにつきましては、右側をご覧くださいますと、放射線量が低い場所これいや境界部が放射線量が低い場所ということで③のアナログ式で探知と④の式の煙感知器が使えると。
0:56:46	このように考えております。
0:56:48	今好評で申し上げた表の準備をですね、イメージとしてご覧いただくものが8ページでございます。先ほどのワンというものでⅡというものをBというものを
0:57:03	その放射線量が高いとって低い場所が進んでいるかと。
0:57:08	そういったものをイメージとして図示したものでございます。
0:57:13	9ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	9 ページはこれまでに整理して参った参った説明をですね、フローという形で整理したものでございます。上から放射線が線量が高い場所を含むエリアということで、
0:57:32	そもそものこの議論の始まりとなったエリアを抽出していくことがあったり福井市というところで、線量当量率が高いところを対象エリアとしましたというふうに選定した上で始まっておりまして、
0:57:47	下に参りまして安全機能の非があるかと時安全機能喪失の恐れがあるかという仕分けでもって能であれば、Dということではありますが、この観点は先ほどのパワーポイントの 6 ページの
0:58:04	とかさ影響分類に該当するのかというふうに該当するの、この観点ですよ、施設というところでございます。
0:58:11	ここでいずれかのダイヤでもって、ノーで右に行ったならば、下におりまして、P のカテゴリーということで、エリア境界部に③のアナログネット④なのか。
0:58:25	を設置するという考え方でございます。
0:58:28	先ほどのそれぞれの二つのダイヤやペレットのダイヤですね、いずれも安全機能があって、その中でAと感知器する必要があるというところはワン別というカテゴリーになりますので、下のほうに、
0:58:43	進みまして、種類の選定というところがございますが、その中で一つ仕分けのダイヤを設けてまして、放射線量が低い場所に消防法施行不適で定められた方法で式の
0:58:58	例えば機器を設置可能か否かという観点で仕分けをしてございます。これでもうであれば、ワンでおりますが、えっと言ってしまうと、Fということで、右側の絵は、①のアナログ資機材熱感知と
0:59:14	④の話の煙感知器、これは放射線量が低い場所に④の意識の絶賛は煙感知器、
0:59:22	こういった組み合わせによって、二つの異なる組み合わせを満足という、そういう考え方でございます。
0:59:31	今、④のRCPの煙感知器のところはやっぱ動いてますが、そこはあまりの空気を吸引式の感知器、煙感知器よりも、施工性保修管理面ですぐれているという観点から、
0:59:47	④のRPV感知器のほうで対応という考え方をに入れてございます。
0:59:54	続きまして 10 ページをお願いいたします。
0:59:58	10 ページは先ほどのフローのはじめにのところで線量が高い場所を含めているところで 11 エリアがまず登場して参っておりまして、送受 1 エリアを対象に、先ほどまでのフローにのっって整理した結果でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:14	①から③までのエリアにつきましては、いずれも安全機能を有する機器があるという結果でエリア分類のところご覧いただきますと、いつということで、エリア内に二つ種類の感知器を設置すると。
1:00:30	ということで、右側の換気設計所は①と④の短期の消防法施行規則に定めた方法で設置してございます。
1:00:41	またその下の段、④から⑪なんですけれども、ここにつきましては、安全機能を有するか否かというところは、⑨と⑪議会はなしということになります。ただ、⑨と⑩、
1:00:57	11もある意味ではありますが、
1:01:01	次の右側、右側のエリア内の火災の影響によって機能喪失するのかわからないのかという観点で見れば喪失の振るわないということになりますので、いずれも4/11につきましては、Dというカテゴリーになります。
1:01:16	なので、エリア協会に異なる感知器を設置するという考えかたで右端の項目ですが、③と④、いずれもアナログ式の熱とっていいこれをAとエリアに設置するという考え方でございます。
1:01:33	この10ページが、今まで御説明した内容のまとめという形になりますので、これを踏まえた上で、事業者として、被ばく線量という観点から評価ということについて確認した結果でございます。
1:01:50	11ページですので、11ページ、
1:01:54	右下の赤字の説明
1:01:58	ページのほうですけれども、外部のハッチングしているところがあるの環境線量ってところを答えますけれども、これはわかりにくいところは比較的堅調高い
1:02:10	業務従事者の線量限度を超える恐れがあると思う。
1:02:16	こちらのほうへ等、先ほどの内容を確認しますと、右の一番右の集団線量込みの部分になる。
1:02:24	もう
1:02:25	こちらのほうでまた回分塗ってる。
1:02:28	本研究というところは、この線量と運転中は保守的に運転中でございます。
1:02:35	この運転中というところを確認したかったと。
1:02:39	下階用いておりましたところは、作業体制、
1:02:45	これはすべて
1:02:47	これはいらないということで、
1:02:51	問題ない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:52	②の環境線量の平均値というところにいるというのが6ヶ所ありますけれども、
1:03:00	こちらのほうの6ヶ所っていうのは、集団線量のほうでいいますと、設置の方に
1:03:07	関係するところで、県警の方にも関連ございます。
1:03:13	設置のほうにつきましては、その該当するところが達成に示されている部分、
1:03:20	定検中のほうのところにあってもさせる引っ張ってるところこの部分がエンドウの深いところ、
1:03:30	規制庁評価立ち入らないということで、
1:03:34	はい、おっしゃるような線量が線量限度を超えることはないという
1:03:39	資料のほうですね今説明したような内容を言わないとちょっと村内ませんので、ちょっと今説明した内容がわかるようにちょっとハッチング工夫させていただきたいと考えております。以上です。
1:03:54	はい。
1:03:55	続きまして10ページで被曝線量に対する確認を行いました上で、12ページが最終の評価して御流通基準適合に対する確認結果ということでございます。
1:04:10	こちらの表に記載しております情報としてはあらかじめ10ページまでに整備したところでございますが、①から⑪の各エリアについて、中段必要個数と書いてありますが、
1:04:27	商品法施行規則にのっとってつけるとするならばこれだけの骨子というものを書いてございます。
1:04:33	次、その右側、私どもとして大事なんですが、技術基準への適合という観点で考えた場合に、①から③のところはですね、あのエリア内に網羅的に設置ということで、障防法でこの数字を記載してございますが、
1:04:50	あと、④から⑪につきましては、エリア会議に設置するという考え方でもって判定をすると考えてございます。それぞれの煙と熱は1個設置するというので記載させていただいております。
1:05:07	実際に設定することというところ、これが設計でございまして、煙と熱を行ったところで書いてございまして、下にまとめておりますが、注1のエリアの換気設計は設置許可、
1:05:23	設置許可の段階は、各火災区画区域に口座に集約するということと整合しているということを聞いてあげる基準の適用についてのパスと異常の感知器を設置する設計となっております、問題ないことを確認したというまとめでございまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	以上は 12 ページでございまして、資料を説明さしては 12 ページで終わりでございまして。あと 13 ページ以降につきましては、補足参考資料としてもございまして、見方をちょっとだけご説明しておきます。
1:05:57	13 ページは許可と工認の各記載事項について整理したものでだいたい色と赤のワクワク込みをしているものは、設計の目的に関するもので思惑は交付にはその方法に関するもの。
1:06:15	緑囲みですね、閉弁しているところはそれを達成するための手段というところでございます。
1:06:24	あと今回放射線に対する考慮事項というものが今回出ておりますので、それはフロー学校のみとさせていただいております。
1:06:32	そこで中段の設置許可と工認の中の記載事項はこのような関係になっているという整理でございます。
1:06:41	14 ページにつきましては、今日
1:06:46	許可整合と前提となる設計方針ということでご覧になった、先ほど 6 ページでございますね、火災影響分類のAとかBという考え方を提示した背景にある考え方を改めてこちらでは記載してるといったところでございます。
1:07:04	15 ページから 16 ページがですね、先ほど 11 ページで、被ばく線量の確認結果を御説明しておりますが、放射線従事者の被ばく線量限度のことでか、或いは 16 ページのところは実態の集団線量ということで、
1:07:21	大飯のデータ、これも前回の審査会合でお示してありますが、これらにつきましては参考ということで出てございます。
1:07:28	17 ページから 21 ページまでは 11 のエリアのそれぞれの配置についてつけてございます。
1:07:39	22 ページがそれらをまとめた結果でございます。
1:07:43	23242526 は必要済み樹脂タンク室とB廃棄物といったところについての火災発生時の影響と対応について期待して、
1:08:00	26 ページまでが、そういった資料で参考資料ということにさせていただいております。PowerPoint3 試料について聞きまして説明は以上でございます。ご質問確認等あればよろしく願いいたします。
1:08:24	また、
1:08:32	ちょスズキです。
1:08:36	パワポの資料の資料の 6 ページ。
1:08:39	なんですけど。
1:08:45	%でいいの。
1:08:48	炉注交通

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:52	なんです、
1:08:53	こういった
1:08:55	議論に入れ替えてある。
1:08:58	PAR
1:08:59	基準適合性に問題。
1:09:02	ですけど。
1:09:04	この企業ってな。
1:09:06	何
1:09:23	関西電力ウシジマでございます。ここで申し上げてる基準というものは、今は火災防護の審査基準として、左から展開した場合にですね、
1:09:40	本軽減審査基準に要求されているものから分類というものを出してそこは
1:09:48	4Bについても、その求めによらないものについては、この消防法施行規則によらずにという。
1:09:56	何か聞いてるんですか。一つ目のポチを打ってあるんですけども、
1:10:03	ここに防護審査基準の適合性という観点においてはAと分類の方法をに対応する設計をやっていることで対応しております、その要求のかかっていないところのbについては、今の
1:10:20	この
1:10:21	消防法付則には有効な価値感場所に設置するという考え方で設計することで対応を審査基準の適合性に問題ないというに整理をしております。
1:10:36	やっぱりよくわからないですね。
1:10:41	この書き方のぱっと見、私の
1:10:45	新商品ますと、
1:10:47	火災防護審査基準で書いてある。
1:10:51	グラフは、
1:10:53	で、
1:10:54	両方累計は通りやりますというふうに書いてある。
1:10:59	いえ。
1:11:00	Bはできませんけれども、何らかの
1:11:04	今、適合するんで、
1:11:06	いうふうに書いてある。
1:11:08	で、
1:11:09	それはまず、火災防護審査基準は、
1:11:15	今、市内、
1:11:17	通りにはなっていないけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:22	技術基準の火災防護の
1:11:29	11 条、これやっていこうとするんだっていうことを
1:11:34	言っているのかなというふうに思ったんですけども、
1:11:38	以上の 11 条の
1:11:42	基準の規定をしても、
1:11:45	そうするようなところで、
1:11:48	いや、
1:11:50	ような何か。
1:11:52	ものが該当するものが、
1:11:54	なんじゃないかなと思っております。
1:12:06	関西電力ヨシザワでございます。この火災影響分BTのは、エリア内に火災の影響で機能喪失するような案件がないというところで、
1:12:21	ここ適合性に問題はないとあるんですけど、そもそも基準で要求されているエリアではないというふうに考えてまして。そしたら基準で要求がないエリア、
1:12:36	に対してどうするのかというところで、そこはあのエリア外への方影響、これを防止すれば、というそういう
1:12:49	ここでちょっと記載させてもらっております。
1:12:52	ですので、このD
1:12:55	TBqに適合させた感覚という、ここは基準要求の適用外のエリアになるだろうという、そういう整理でございます。
1:13:09	議長。
1:13:11	今御説明された内容を裏返して
1:13:15	そうですね。
1:13:17	そういった安全機能がないので、
1:13:23	そもそも起こって、
1:13:25	排風機だったり火災区画じゃないんじゃないの。
1:13:29	示しているのかな。
1:13:33	火災区域火災区画の安全機能を有する
1:13:37	そのものが、
1:13:39	あるところ。
1:13:42	ご異議だとかを火災から防護するために設定する。
1:13:50	我々認識してるんですけど。
1:13:59	具体的にとか最新の
1:14:05	両括弧 1、
1:14:10	これ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:19	関西の福島でございます。今問題提起いただいているというのは一番最初のときの議論のところ少し戻った議論になっているというふうに私も受けとめてまして、今回このような御説明を差し上げておりますのは、
1:14:35	／勇気のところのパワーポイントで、これまでの審査経緯を振り返らせていただきましたけれども、
1:14:42	そもそもの審査基準に適合するための許認可設置許可で設定した区域、区画というものはですね、マルA審査9の2番目の白丸などで書いてございますが、そういった機器を設置してあるところを区域区画として、
1:14:59	設定いたしました。しかしながら
1:15:04	この白丸の2番目のカ店を聞いて露岩ですけど。
1:15:09	今回、バックフィットの消防法施行規則第23条の4項、それと同等以上の方法で設置するために、区域、区画内をさらに感知器のなんていうか、
1:15:23	要求に応じた形で個別に細分化することになったかというふうにそれに依じて具体化した設計することで整理をさせていただいているものでございます。今佐々木様がおっしゃられてるのは、そもそもの区域区画設定を全体で。
1:15:41	決め決めていくときのところに少しお話が戻っているかと思っております。今私どもが設計の中で細かく細分化して、このエリアならばこういう結果たこのエリアならばこういう結果というふうにやってるのは結構人として、
1:15:58	今、整理させていただいている次第でございます。
1:16:02	委員長、私の認識がちょっと
1:16:06	今の説明っていうのは消防
1:16:10	ここで
1:16:16	どこのレベルまで細分化したんでしょうか。スタッフだと。
1:16:22	内いろんな
1:16:26	はい。
1:16:27	はい、おっしゃる通りで一番最初にですね、せつ公認の入口で19電の関係火災区域区画の単位のままではですね、感知器の23.4項に照らした付け方というものの
1:16:42	適切かどうかという確認ができかねるということがありましたので、その中をさらにそういう方法に応じた終わり方というんですか、細かく分類して、先ほどちょっとこのヒアリングの前にですね、
1:16:58	すでに設置する予定の設置の状況とか、分類という表を補足説明のものをご覧御承認いただいているんですが、そちらの中では消防法に照らした形の細分化した見方と、
1:17:13	いうものをしてるところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:16	はい。
1:17:18	確認する。
1:17:35	そう。
1:17:38	今、
1:17:44	それと
1:17:46	まず、
1:17:47	等①と⑥、
1:17:50	／閉。
1:17:53	消防で必要とするか。
1:17:56	URL状況なの。
1:17:59	はい。
1:18:06	関西電力の堀田です。
1:18:08	⑫につきましては消防法施行規則でポート型の間って言った場合に、泊が 3 から 4 っておりなるんですけども、
1:18:17	再開する場合、エレベーションが低い部分というのが線量が、
1:18:22	それからですので、これによってられなくて、
1:18:26	。エレベーションが上の場所のハイテクの場所に作業が低いので、オオタ型の煙と熱移行おってるということになります。
1:18:35	⑤⑥につきましては、バルブなんですけども、ローダ梁で分かれてまして、やはり奥側が線量が高くて、内手前側が天井低いので、
1:18:48	Reportが立っているような設計になります。
1:18:59	床下というか、
1:19:01	下のところにつけられない。
1:19:06	関西電力の 2 人は認識の通りです。
1:19:13	12 ページの
1:19:15	⑨
1:19:18	今、一番右の欄、
1:19:23	どうぞ。
1:19:25	てますけれども、
1:19:27	このタンク自体には、
1:19:31	今ね。
1:19:32	はい。
1:19:35	各番号が変わっていけない。
1:19:38	この番号じゃない。
1:19:45	減るはずなので、そこは正確

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:00	はい。
1:20:01	モリヤ
1:20:32	赤字で6-オキタで⑨のところにつきましてはおっしゃる通りあのタンクのある部屋と農業の部屋っていうのが、各番号ってのは異なってきます。
1:20:42	そのタンクの部屋には全く線量が高いのでなんてやってないけどベルトたら、
1:20:51	無理があること。
1:20:54	それになるので、この表の中では表現させていただいてます。
1:20:59	このフローについては越畑の関係で、障防法満足する。
1:21:05	なると煙が2個が4戸になってますので、ここにつきましては、やっぱり保存というのがわかりにくいのでの火災と思います。
1:21:16	これ、
1:21:20	委員長。
1:21:22	いや、
1:21:31	はい。
1:21:36	赤字のプロットされ、
1:21:38	そのエリアには全く書いてあっても言えないエリアに煙と熱を取ってる設計になります。はい。
1:21:57	ヤマシタです。
1:22:24	関西電力の奥寺です。
1:22:26	今確認してますので、今は思ってください。
1:23:24	電力のハマダです。
1:23:26	今お手元に配付のほうございますでしょうか。
1:23:30	入っている通りですね、
1:23:34	屋内エリアがですね、
1:23:39	WDB、とぴあの
1:23:41	WDBの1のか火災区画になります。
1:23:48	その下にタンクのあるエリアっていうのは、ダブルB-2の
1:23:54	環境対策になるということで、火災区画番号が異なっている形状でございます。
1:24:01	B
1:24:05	ここが違う。
1:24:09	確率の中の協議っていうところが
1:24:16	タンクポンプところの
1:24:20	従って、
1:24:23	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:24	そうですね。
1:24:30	はい。
1:24:32	そうですね。はい、おっしゃる通りでございます。
1:24:54	はい。
1:24:56	ところの
1:25:09	張り紙てるだけっていうか、
1:25:27	これやっぱり考えると、これが例えばもう一度お願いしておりますので、図面の ほうで、
1:25:36	はい。
1:25:38	アクティビティ
1:25:40	はい。
1:25:41	／0m、
1:25:43	で、
1:25:48	何か
1:25:52	食べてください。
1:25:56	こちらは壁で区画されております。
1:26:01	ミイ
1:26:03	これに、
1:26:05	67
1:26:08	えっとね。
1:26:11	6番のような要望は承って六、七は扉で繋がっていきたい。
1:26:21	はい。
1:26:23	来てるような
1:26:28	語れる限りおっしゃられる通りには完全独立という形で線量が高いので、ここ は完全に独立した形になってございます。
1:26:36	ハマダ列島として、これ1号炉から一緒になって、
1:26:43	はい。
1:26:44	どうしよう。
1:26:49	はい。
1:26:53	だから、おっしゃる通りでございます。はい。
1:27:04	それから、
1:27:08	どうぞ。
1:27:09	評価
1:27:10	わかりました。はい。
1:27:13	あります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:18	はい。
1:27:22	規制
1:27:24	やっても、
1:27:28	はい。
1:27:34	関西電力の布田です。
1:27:36	今日火災区画の設定の際には、
1:27:40	単位で割っているというよりは、目安となるような壁等、
1:27:47	じゃあ、その全体でわかれば予定を細かくごとの部屋単位で立てているというよりは、
1:27:56	長時間の一つの
1:27:58	何部屋かまとめて高く設定しているっていうのが実態として多くなってます。
1:28:04	例えば、
1:28:06	委員長。
1:28:08	これはいいんです。
1:28:10	いや、いや、だけど、
1:28:15	設計の目的からすると。
1:28:18	あんまり
1:28:20	役割があんまりよくないんじゃないかなってございます。
1:28:28	はい。
1:28:35	はい。
1:28:39	細粒化影もはい等々は取り下げの壁になってますので、
1:28:49	関西電力ウシジマでございます。安全停止に関わる機器のですね、設置してあるようなポンプ室であるとか、電源室であるとか、そういったふっかけAトレン、Bトレンとかいった安全機能を考えるようなところはですね。
1:29:05	そういった部屋の本意で価格というものを設定したりはしておるんですけども、こうした整合施設を閉じ込み機能というところですね、別にこの小さい穴の振りとか、これコビナタというで個別に仕切っているという点ではなくって、
1:29:22	ある程度まとめたところで、国保設定しているというのが実態でございます。
1:29:28	わかったので、
1:29:31	以上面倒くさいな。
1:29:33	はい。
1:29:38	それでちゃんと管理するっていう
1:29:50	はい。
1:29:55	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:01	はい、赤坂に福島でございます。はい、承知いたしました。今回ちょっと上下関係を見たときにその区画が違うとか、そういったところをご指摘ありましたので、その点また見直しをいたします。
1:30:29	はい。
1:30:38	資料1の
1:30:42	はい。
1:30:47	では、
1:30:54	あと、
1:30:58	次に、
1:30:59	。
1:31:03	希望されてますけれども、
1:31:05	間に合う。
1:31:08	最後のページ、
1:31:10	より
1:31:18	はい、関西電力ウシジマでございます。まず、本日ですね確認事項も含めまして、やりとりもございました。その点を踏まえますと、今3週目のところで次回ヒアリングということをお願いを入れておりますけれども、そこでしっかりとですね。
1:31:36	ご確認いただいて議論が残っているところがあるやなしやといったところはですねしっかりと対応して参りたいと思います。その上で、今第4週面に、審査会合等仮に不徹底で入れてございますが、それはもう少し先になるのかなと。
1:31:54	いうところを本日私もコメントを受けたところを踏まえますと、ちょっとそのような印象を持っております。
1:32:05	じゃあ、
1:32:06	あれだけ。
1:32:10	だから、
1:32:16	3月の末、
1:32:18	はい。
1:32:20	まだないと。
1:32:26	はい、関西電力ウシジマでございます。ここ今回ですねもしっかりと審査会合でちょうどいいコメント並びに本日いただいたコメントもですね、クリアにしていきたいとそちらのほうの部きちっとしたいと思っておりますので、はい、その上で、
1:32:42	並行して審査会合の調整結果をまたお伝えいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:32:55	ヒアリングのコメントというのが確認をしたいと思いますので、
1:33:06	ただいま共有しておりますのでお待ちください。
1:33:13	はい、関西電力のお2人。
1:33:15	それはコメントのほう確認させていただきます。
1:33:19	まず初めに短期交通表に対するコメントをいっぱいいただいておりますので、そちらのほうから確認させていただきます。
1:33:27	一つ目としまして、工認の段階で、消防法施行規則のパンフレットを満足している方、
1:33:35	農家が古いと対応で障防法成功しておりました火災対策というのは決め事。
1:33:42	また鉄管っていうトーク及び今回新規で設置を担当するってのも追加することによって、建値としましては目標ように働きかけて登録しないエリア、例えば階段等の
1:33:56	今は備考にその旨がわかるように追加すること。
1:34:01	海水管トンネルの光ファイバー設定のものがわかるように、以降に追加すること。
1:34:07	四つ目が、YKTの吉村配管等の線量が高い部分の
1:34:13	消防法施行規則で戸数が非常に跨っているため、修正すること。
1:34:19	続きます資料にパワーポイント資料させることについて三つちょうだいしたと思っております、一つ目としましては、内計装シンプル配管室のあの構造で特に業務抜けていく部分について示すこと。
1:34:32	四つ目が、この5ページ目の間の比較評価について衡平の項目を追加して再検討すること、また工程のほうの朝例えば監査部ってにより影響等につきましては、説明資料で説明すること。
1:34:47	見せてもらって、12ページ目の済み樹脂貯蔵タンクの3. 必要個数と設置個数甘さについて記載を見直すこと以上三つコメントを受けたと思っております。
1:35:01	確認等お願いいたします。
1:35:07	はい。
1:35:08	大丈夫ですけれども、
1:35:11	ファイバケーブルのところの関連項目が
1:35:14	見直し
1:35:16	はい。
1:35:18	また連絡のおっしゃれいたしました。
1:35:41	すみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:43	東京支社ですけれども、私ちょっと聞き漏らしてたら申し訳ございません。パワーポイントの6ページのところでスズキさんからコメントとございますか確認をいたしました。
1:35:59	適合性のところの御説明についてはウシジマの説明で御理解いただいたということによろしかった。
1:36:07	規制庁、
1:36:10	火災区画と。
1:36:15	完成
1:36:19	まず、
1:36:25	最終的
1:36:28	いや、
1:36:38	ございます。承知いたしました。
1:36:43	事業本部のウシジマでございます。今II傾斜オオタを確認してみました点について、鈴木さんの回答をこちらの確認できまして、はい。ありがとうございます。理解できました。
1:36:59	委員長。
1:37:10	ばかり連絡だったら、やっぱりあります。はい。
1:37:14	じゃあ、
1:37:18	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。